

北里大学と神奈川県水産技術センターとの連携協力協定書

北里大学（以下「大学」という。）と神奈川県水産技術センター（以下「センター」という。）は、双方が有する学識、技術、人材等を有効に活用し連携協力を推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は大学及びセンターが相互に連携協力し、水産及び水域環境分野の科学技術に係わる技術研究開発、教育、人材育成及び産学連携を幅広く推進することを目的とする。

（連携項目）

第2条 本協定による主な連携協力項目は次のとおりとする。

- （1）研究に関すること
- （2）人材育成に関すること
- （3）その他必要と認められるもの

（連携協議会）

第3条 大学とセンターは、前条に掲げる連携を円滑に進めるために、連携協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

2 協議会の運営については双方協議の上、別途定めるものとする。

（協定期限）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了6ヶ月前までに、双方のいずれからも協定の終了又は見直し等の申出がないときは、本協定は、さらに2年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項は、双方で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、大学及びセンターはそれぞれ1通を保管する。

平成28年4月18日

東京都港区白金五丁目9番1号
北里大学

学長

小林 弘祐



三浦市三崎町城ヶ島養老子
神奈川県水産技術センター

所長

鷗飼 俊行

